京都女子大学からの重要なお知らせです。必ずご確認ください。

京都女子大学
学生のための総合保険

学研災付帯学生生活総合保険（略称：付帯学総）

京都女子大学

学生生活（学内外）を安心して過ごすために

大きく生活が変わるその時に　このような“学生”にご加入をおすすめします。

自転車を運転する

一人暮らしをはじめる

インターンシップ・アルバイトをはじめる

風邪をひいた時、
たった１日の通院でも補償！

事故時、相手方との示談交渉も
保険会社に任せられて安心！
※個人賠償責任補償にセットされます。

学研災※にご加入される方だけが加入できる学生保険です。

※学生教育研究災害傷害保険
（本学は学研災に全員加入しています。）

申込締切：2026年3月31日（火）

※４月１日を補償開始日とする場合、
必ず締切日までにお振込みください。

●申込締切に関わらずお申込みいただけます。中途加入ご希望の場合、お支払い日翌日からの補償開始となります。
●2026年４月25日以降にお申込みの場合は、Webサイトにて保険料をご確認ください。
（Webサイトで保険料をご確認できない場合は、パンフレット裏面記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。）
●退学等の場合には解約手続きが必要になります。一部保険料を返金しますので、パンフレット裏面記載の取扱代理店までお問い合わせください。

〈４月１日以降・WEB手続き（コンビニ払）の中途加入ご注意点〉
●毎月25日～月末までにWEB加入サイトにてお手続きされた場合、補償開始日は最短でも翌月１日となります。
例①：４月25日にお申込み手続きを行い、４月26日に保険料のお振込みをされた場合、補償開始日は５月１日となります。
例②：４月25日にお申込み手続きを行い、５月５日に保険料のお振込みをされた場合、補償開始日は５月６日となります。

団体割引適用
30%

１日あたりわずか
約31円～
※Bタイプ（保険期間4年）の場合

申込はWEBで
簡単3分
https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0254200

公益財団法人 日本国際教育支援協会

詳しくは中面へ！
ご加入のお手続き方法は裏表紙へ！

重　要

ー　必ずお読み下さい　ー

新入生・保証人の皆様へ

京　都　女　子　大　学

公益財団法人日本国際教育支援協会

「学研災付帯学生生活総合保険」について（ご案内）

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。この度、お子様の大学の合格を心よりお祝い申し上げます。

さて、本学では学生の皆さまに安心して学生生活をお過ごしいただけるよう、学校内においてケガをされた場合、第三者への賠償事故を起こしてしまった場合等に備え**“学生傷害保険制度”**を設けております。本学が全学生を対象として各種保険に加入しており、学生の皆さまに万が一の事故が生じてしまった場合に備えております。

具体的には大学の正課中、学校行事中、課外活動中（大学に届けたものに限る。）および学校施設内においてケガをされた場合、また、第三者に対して加害事故を起こしてしまい賠償責任が生じるような場合におきまして、学校として一定の補償を行う制度となっております。なお、京都府の自転車条例で加入が義務化されている損害賠償責任保険については、本制度にて１億円を限度に補償しております。

一方、学生の活動範囲は学内のみならず、学外への広がりと多様化を呈しております。**“学生傷害保険制度”**は、主に学校施設内のケガを補償しておりますため、本制度では補償していない“病気”での治療費や学校施設外での本学認可外のクラブ活動やアルバイト中におけるケガの補償※1、また賠償責任事故におきまして１億円以上の高額賠償となる場合などに備えて、日常生活を含む学生生活全般に対応できる補償制度として、**『学研災付帯学生生活総合保険』（略称「付帯学総」）**をご用意しており、加入をご推奨しております。

「付帯学総」では、緊急医療相談サービス「メディカルアシスト」として、夜間等に体調が悪くなった場合でも、24時間365日お電話にて医療相談をいただくことが可能です。

本学含め、学生生活においては、インフルエンザの流行、学生の病気での入通院、不慮の事故等が発生しております。これらに備え、例年数多くの学生の皆さまにご加入いただいている制度であり、安心して学生生活をお送りいただくための必要な補償としてご案内させていただいておりますので、別冊の「学研災付帯学生生活総合保険パンフレット」を熟読の上、ご加入いただきますようお願い申し上げます。

※1 正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故における死亡・後遺障害については、学生傷害保険制度の補償対象となります。

敬　具

早めの加入をおススメします。

その理由とは!?

❶ 安心して学業に集中できる！

「大学生活は学業だけでなく、アルバイトやクラブ活動など多岐にわたる活動があります。これらの活動中に万が一怪我や事故に遭った場合、医療費が高額になることがあります。傷害保険に加入することで、怪我や事故の際に医療費の負担を保険でカバーできるため、経済的な不安から解放されます。また、医療費だけでなく、リハビリ費用も補償される場合があるので、安心して日々の活動に集中でき、充実した大学生活を送ることができます。」

❷ 有事の際の経済的負担を軽減！

「大学生は親元を離れて生活することが多いですが、万が一の怪我や事故が発生すると家族に経済的な負担がかかります。傷害保険に加入することで、治療費やリハビリ費用を保険でカバーでき、家族の負担を軽減します。特に、急な医療費が発生する場合でも、保険があれば迅速に対応でき、家族も安心して見守ることができます。これにより、家族全員が安心して日常生活を送ることができます。」

❸ 通学中も安心！

「通学中の事故は誰にでも起こり得るものです。傷害保険に加入することで、万が一の事故時にも医療費がカバーされるため、安心して通学や学内活動を行うことができます。さらに、通学中の交通事故をはじめとした様々なシチュエーションに対応できる補償が含まれているため、日常生活のリスクを軽減します。こうした保険があれば、大学生活を心配なく楽しむことができます。」

❹ スポーツやアクティブな生活を楽しめる！

「スポーツクラブやクラブ活動を楽しむ大学生にとって、怪我のリスクは常に付きまといます。傷害保険に加入することで、治療費やリハビリ費用が補償されるため、安心してアクティブな生活を楽しむことができます。また、特にスポーツ中に起こりやすい捻挫や骨折などの怪我に対しても迅速に対応できるため、早期の回復が期待できます。保険があることで、好きな活動に全力で取り組むことができ、充実した大学生活を送ることができます。」

学生生活にはこんなリスクが！付帯学総が学生の“万が一”を手厚くサポートいたします。

学生補償の全体像

付帯学総
（学校管理下以外の事故も24時間補償）

付帯学総は学研災の上乗せ補償です！

学研災
（学校管理下での事故を対象とした傷害保険）

大学生の補償のベース
（京都女子大学が契約者となり全学生が補償対象となっています。）

付帯学総と学研災の違いはなに？

付帯学総とは、学研災にご加入される方だけが加入できる学生保険です。学研災で補償している正課中・学校行事中・課外活動中のケガ以外のケースにも対応しており、ケガのみならず風邪などの病気による通院も24時間365日補償が可能です。

支払い事例

インターンシップ・アルバイトをはじめて…

【事故事例】

アルバイト先の飲食店で、油が入った鉄板から油が飛んできてやけどを負ってしまった。
治療費用として4万円がかかってしまった。

学研災に加入しているが、今回のケースは補償されない

付帯学総に加入していれば 治療費用として4万円の保険金をお支払い

パンフレット5ページの「3 治療費用」で補償されます

加入ポイント１　疾病による通院でも１日目から治療費実費を補償！

治療費用の補償

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

学生が風邪をひいてしまったとき、たった１日の通院から補償

加入者の 90.5%(＊1) が安心!

保険金お支払い例

治療費用（病気）：発熱のため通院
…お支払い保険金 3,860円

治療費用（ケガ）：
部活動中、右足親指を強打し負傷
…お支払い保険金 12,220円

※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。

加入ポイント２　24時間365日相談可能な医療のホットラインサービスが無料で利用可能

「もしも」のときの対応や、日頃のおからだのお悩みについて24時間・365日いつでも無料でご相談いただけます。

「もしも」のときに頼れる医療アドバイザー(無料付帯)　**メディカルアシスト　0120-708-110**

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

こんなとき
こどもが夜中に40度近い熱を出した。診てくれる病院はあるだろうか。

医療機関案内

お客様のご要望に応じた医療機関をご案内します。夜間・休日の救急医療機関や旅先での最寄りの医療機関も即座に検索し、所在地、道順、診療科目、受付時間などの詳細情報をご提供します。

こんなとき
出勤途中に急にめまいがした。病院に行くべきか誰かに相談したい。

緊急医療相談／一般の健康相談

現役の救急専門医と経験豊富な看護師が常駐しており、突然の病気やケガなど緊急の場合の対処方法をアドバイスします。また一般の健康相談には、看護師がアドバイスします。

こんなとき
出張先で緊急入院したが、自宅近くの病院へ転院したい。

転院・患者移送手配

出張先などで急遽入院した救急病院から、ご自宅近くの病院に転院するときなど、民間救急車や航空機特殊搭乗手続など一連の手配を代行します。

※実費は、お客様のご負担となります。

加入ポイント３　万が一の事態でも、無事に卒業できるような育英・学資費用の補償

育英・学資費用

扶養者の方に万が一があったとき、学生のご卒業までの授業料を補償

加入者の 88.5%(＊1) が安心!

※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。
※扶養者の指定：扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。
（保険の対象となる方が成年に達した場合は、親権者である必要はありません。）

学生が無事ご卒業できるよう、授業料などを補償します

学資費用（疾病）補償タイプご加入者は、扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象に

育英費用保険金を全額お支払い

扶養者が交通事故で死亡した。育英費用として1,000,000円の保険金を支払われた。

学資費用保険金で授業料を補償

扶養者が登山中の事故で死亡し大学の授業料等の費用として1,190,000円の保険金が支払われた。

※支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として負担した学資費用の実費をお支払いします。

（＊1）付帯学総に加入している大学生の子を持つ親の方200人のアンケート結果(2020年10月 東京海上日動調べ、調査委託先: マクロミル)

学生生活を幅広くサポートします！

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

1 個人賠償責任　示談交渉付

個人賠償責任補償特約＋個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（B）＋本人のみ補償特約（B）＋受託品等不担保特約

自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内外で**学生本人が**偶然な事故により**他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）**(＊1)**を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

（＊1）携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

※**インターンシップ中やアルバイト中**も補償の対象となります。
ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。

※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。

2 死亡・後遺障害(＊1)

傷害補償基本特約＋学校管理下中不担保特約＋天災危険補償特約（傷害、育英費用および学業費用）

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

ケガ　国内外で**学生本人が**ケガや熱中症で**死亡または後遺障害を被った場合**に保険金をお支払いします。

（ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）のケガや熱中症は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については補償対象となります。）

（＊1）**地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。**

3 治療費用（入院・通院）(＊1)(＊2)(＊3)　通院1日目から補償

医療費用補償特約＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）＋入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）＋天災危険補償特約（医療費用補償用）

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

おすすめポイント　**医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。**

ケガ・病気　国内で**学生本人が**ケガや病気で**1日以上通院または入院した場合、入通院中の手術も含めて健康保険等の自己負担分**(＊4)を保険金としてお支払いします。

（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核・裂肛等による入通院は除く。）

（＊1）**地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。**

（＊2）**治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。**
初診日：2026/4/15 のケース
60日を経過した日：2026/6/13
60日を経過した日の属する月の末日：2026/6/30
2026/4/15 ～ 2026/6/30の治療がお支払対象

（＊3）保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始時より2年（保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）

（＊4）自己負担分の詳細については、〈補償の概要等〉をご参照ください。

4 救援者費用等

救援者費用等補償特約＋救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約＋疾病追加補償特約

学生が入院し、親族が駆けつけたとき。

国内外で**学生本人が**保険期間中に住宅外において被ったケガや熱中症、または病気にかかり継続して3日以上**入院したり**、搭乗している航空機や船舶が**遭難した場合**等に、**学生本人またはその親族等が交通費や宿泊料、捜索救助費用等を負担した場合**に保険金をお支払いします。また、学生本人が死亡した場合には、事故発生地や収容地から住宅までの遺体輸送費用をお支払いします。

5 育英費用・傷害学資費用・疾病学資費用(＊1)

育英費用補償特約・学業費用補償特約・疾病による学業費用補償特約・天災危険補償特約（傷害、育英費用および学業費用）

扶養者がケガや熱中症で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で**扶養者**がケガや熱中症によって**死亡したり、重度後遺障害を被った場合**に補償します。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達した場合は、親権者である必要はありません。）

払込取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方またはweb加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用についてケガや熱中症に加えて**扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象**となります。

◆育英費用保険金（ケガや熱中症による死亡・重度後遺障害）
育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金
（ケガや熱中症による死亡・重度後遺障害、病気による死亡）
お支払対象期間中(＊2)**に実際に負担した授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。**

（＊1）**地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も補償対象となります。**

（＊2）**お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。**

6 生活用動産　一人暮らし限定

住宅内生活用動産特約＋住宅外等追加補償特約＋新価保険特約

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で**学生本人が所有する家財が**火災や盗難等の偶然な事故で**損害を受けた場合**に保険金をお支払いします。

免責金額〈自己負担額〉	5,000円

※建物外に持ち出している間も補償されます。
※自宅通学生の場合やご親族と同居している場合はご加入できません。

7 借家人賠償責任　一人暮らし限定

借家人賠償責任補償特約＋借家人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で**学生本人が**火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借用戸室を損壊したため、**家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族と同居している場合はご加入できません。

付帯学総 Q&A

Q 入学時は自宅通学だが、途中から一人暮らしを予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。
一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。

Q 申込締切後の加入は可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。補償開始日がパンフレットの補償開始月の翌月以降となる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

《ご加入プランのご案内》

30%割引　1年あたりに換算すると 約10,885円～

※Bタイプ（保険期間4年）の場合

ご加入タイプ		自宅から通学の学生（一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。）			一人暮らしの学生		
保険金額 1	個人賠償責任(*1)	1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度			1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度		
保険金額 2	死亡・後遺障害(*2) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
保険金額 3	治療費用(入院・通院)(*3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
保険金額 3	治療費用(入院・通院)(*3) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		
保険金額 4	救援者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
保険金額 5	育英費用(*4)	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
保険金額 5	傷害学資費用(*4)(*5)	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円	対象外
保険金額 5	疾病学資費用(*4)(*5)	50万円	対象外		50万円	対象外	
保険金額 6	生活用動産(*6)	対象外	対象外	対象外	50万円	50万円	50万円
保険金額 7	借家人賠償責任(*6)				1000万円	1000万円	1000万円

地震・噴火・津波による
ケガまたは熱中症も補償

保険料（卒業までの一括払） 天災危険補償特約あり	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
2030年3月卒業予定者（4年間分保険料）	58,930円	43,540円	38,890円	70,190円	54,800円	50,150円
2029年3月卒業予定者（3年間分保険料）	41,560円	32,610円	29,910円	50,220円	41,270円	38,570円
2028年3月卒業予定者（2年間分保険料）	26,290円	22,180円	20,930円	32,350円	28,240円	26,990円
2027年3月卒業予定者（1年間分保険料）	13,350円	12,280円	11,960円	16,820円	15,750円	15,430円

（＊1）情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
（＊2）教育研究活動中のケガや熱中症は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
（＊3）お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
（＊4）独立生計の学生はお選びいただけません。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。
（＊5）学業費用支払期間（保険責任の開始日から学業費用（学資費用）の支払対象期間の終了日までの期間）はそれぞれ卒業予定年次(*7)までの期間です。
（＊6）**一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ（A・B・C）にご加入いただくことが可能です。**
（＊7）お申込時にご申告いただいた卒業予定年次となります。

保険期間		卒業予定年次(*7)に応じて
4年間	2030年3月卒業予定者	2026年4月1日（午前0時）より2030年4月1日（午後4時）まで4年間
3年間	2029年3月卒業予定者	2026年4月1日（午前0時）より2029年4月1日（午後4時）まで3年間
2年間	2028年3月卒業予定者	2026年4月1日（午前0時）より2028年4月1日（午後4時）まで2年間
1年間	2027年3月卒業予定者	2026年4月1日（午前0時）より2027年4月1日（午後4時）まで1年間

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率［30%］が適用されています。

《ご加入方法》お申込はWEB加入がおすすめ！簡単３分でご加入できます。

❶サイトへアクセス
QRコードから
特設サイトへアクセス

❷事前登録
事前登録には
メールアドレスが
必要になります。

❸加入タイプの選択
加入タイプ選択の際には、
適宜パンフレットを
ご参照ください。

❹加入内容の入力

❺コンビニの選択

❻コンビニで保険料払込　保険料のお支払いは、最寄りのコンビニエンスストアで !!

サイトのご利用　8:00 ～ 22:00 の間でご利用ください。
保険料のお支払い　コンビニエンスストアで 24 時間、365 日お支払いが可能です。

※コンビニ払い手数料は振込人負担です。
※1申し込みにつき、コンビニ払い手数料を含め 30 万円以内の場合に本サイトからのお申し込みが可能です。なお、現金のみのお取り扱いです。
※左記以外のコンビニはお取り扱いできません。

❼6 月中旬頃加入者証の到着
加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは領収証を保管してください。
※送付先は加入者住所です。

※学研災（学生教育研究災害傷害保険）にご加入されている方が対象の保険です。
※QRコード/URLは進学される学校によって異なります。必ず学生ご本人が通われる学校のものにアクセスして申し込んでください。
QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

≪返還保険料の取扱い≫
・誤振込（申込時、変更時に誤った保険料にてお振込みいただいた場合）
保険料を誤振込され返還保険料が発生した場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。
・解約・契約内容変更
解約・契約内容変更時に返還保険料があった場合、東京海上日動の所定の方法で保険料を返還します。振込先の口座が日本国外の口座となる場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。

≪控除証明書について≫
治療費用実費補償のあるタイプにご加入の場合、治療費用実費補償部分に係る保険料は生命保険料控除の対象となります。控除証明書が必要となる場合は、お手数ですがパンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください（毎年10月頃より受付開始となります）。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲　**この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります**（退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。なお、退学の場合の変更日はお申し出日以降の変更日になります。）。

保険金を請求するときは

❶事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
❷保険金請求権には、時効（３年）がありますのでご注意ください。
❸ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
❹**ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。**
❺賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉」はセットされませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）の愛称です。
この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

事故の連絡・お問合せ先 ご契約内容・補償内容	取扱代理店 株式会社　葵総合保険	075-256-2811（代理店電話番号） 〒604-0903　京都市中京区河原町通夷川上ル指物町 320 番地 ※代理店の営業時間外に、個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合（日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合）は、事故受付センター（東京海上日動安心 110 番）「0120-720-110」へのご連絡をお願いいたします。 ※その他の事故に関するご連絡は営業時間内に上記お問い合わせ先にご連絡ください。

注）事故のお電話の際は、「証券番号」・「付帯学総」・「事故の概要」をお伝えください。

引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 （担当課支社）京都本部京都開発課	〒600-8005　京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 22 東京海上日動ビル７階 （TEL 075-241-1156 FAX 050-3385-7153）

●学研災については、本学担当窓口（学生支援課）までお問い合わせください。

2026年２月作成　25T-001924